

固定資産税（償却資産）の申告のお知らせ



○償却資産とは

償却資産とは、個人や法人などの事業主が事業のために所有する資産で、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。具体的には取得価格が10万円以上の車両や機械設備、パソコンなどの備品、看板などの構築物や、現在稼働していない償却資産も課税対象となります。

資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産状況を該当資産の所在地の役場に申告を行ってください。

なお、前年度の償却資産に増減がなかった場合（予定含む）は、申告書の提出は不要です。

前年度と同様の内容で申告されたものとみなします。

○課税対象となる償却資産の例

種類	課税対象となる償却資産の例
構築物	駐車場舗装、フェンス、ビニールハウス、門、塀など
機械および装置	代掻き用器具（取り外し可能部分）、フロントローダ（取り外し可能部分）、太陽光発電設備（※）
車両および運搬具	大型特殊自動車（ホイールクレーン、タイヤローラーなど）
工具・器具および備品	事務用機器（パソコン、コピー機など）、エアコン、椅子、机、冷蔵庫、フライヤー、シンク、医療機器、理・美容業機器、看板など

※次に示す家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、償却資産として申告が必要です。

設置者	申告が必要な場合
法人・個人（事業用）	発電量が10kw以上の場合
個人（住宅用）	・10kw以上発電する太陽光発電設備で余剰売電、全量売電の場合、又は10kw未満の発電量で全量売電の場合



但し、以下の償却資産は申告の対象となりません。

- 自動車税、軽自動車税の対象になるもの（乗用装置が取り付けられているもの）
- 耐用年数が1年未満の資産または取得価額が10万円未満の資産
- 取得価額が20万円未満の「一括償却」資産（3年間で均等に分割し、每期同額を損金に計上するもの）

○申告書の提出期限 令和6年1月31日まで

■ eLTAX（エルタックス）で電子申告してみませんか？

償却資産の申告はeLTAXによる電子申告の受付を行っています。オフィスやご自宅から簡単にできますので、ぜひご利用ください。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。



(eLTAXホームページ)



問合せ 税務住民課 ☎ 72-1128

12/4以降にパスポートのオンライン申請をする方は、クレジットカードで手数料が支払えます！

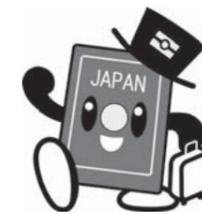


パスポート申請に必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナポータルアプリ対応のスマートフォン
- 有効期間内のパスポート（切替申請の場合）
- 戸籍謄本（新規、記載事項変更申請の場合）



マイナちゃん



パスボくん

手数料のオンライン納付に必要なもの

- クレジットカード

※オンライン審査終了後にマイナポータルに通知される納付専用サイトのURLからクレジットカード情報を入力する必要があります。

詳しくは、役場旅券窓口（本庁 戸籍住民係）または熊本県HP「パスポートのオンライン申請手続きについて」

問合せ 税務住民課 ☎ 72-1172



産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！



【対象となる方・受付期間】

- 11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

【国民健康保険税の免除方法】

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

【届出に必要な書類】

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295

